

令和3年度 第3回 八戸市男女共同参画審議会 議事録

日 時 令和4年2月10日(木) 13時30分～14時15分
場 所 八戸市庁本館3階 議会第三委員会室
出席委員 10名 堤委員、慶長委員、安部委員、石橋委員、浮木委員、
榎本委員、武部委員、高木委員、中山委員、辺田委員

●司会

それでは、開催に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は

- ・次第
- ・席図
- ・委員名簿
- ・質問票
- ・【資料1】令和3年度 登載事業シート一覧
- ・【資料2】令和3年度 進捗状況調査シート
- ・【資料3】令和3年度 進捗状況に対する事前質問・意見一覧表
- ・【資料4】第5次男女共同参画基本計画(原案)
- ・【資料5】修正内容一覧表
- ・【資料6】原案への意見と市の考え方について

以上となりますが、資料の不足はございませんか。

よろしいでしょうか。

なお、本日は浮木委員及び辺田委員がオンライン参加となっております。
聞こえづらい点などございましたら、遠慮なくお申し出ください。

それでは、定刻となりましたので、ただ今より「令和3年度 第3回 八戸市男女共同参画審議会」を開催いたします。

本日の会議は、委員10名全員が出席でございますので、本会議が成立することをご報告いたします。

また、当会議は「会議の公開」と「会議録の公開」としており、会議録につきましては、市のホームページで公開することとしておりますので、ご了承願います。

それでは、堤会長より御挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

ありがとうございました。

ここで事務局より、本日の議事の1つ目、「第4次八戸市男女共同参画基本計画の令和3年度分の進捗状況」の進行について、予めお伝えしたいことがございます。

第4次基本計画の令和3年度分の進捗状況につきましては、事前に提出された質問・意見について、委員から補足説明があればお話しいただき、回答につきましては、例年であれば担当課から直接お答えいただいておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大が続いておりますことから、密集を避けるためにも、各課から事前に提出された回答を事務局が代読する形で進めさせていただきます。

なお、本日、事務局での回答が難しい質問があった場合には、後日対応させていただきますこととしますので、ご了承下さい。

それではこれより、進行は、会長をお願いいたします。

●会長

それでは、次第に沿って進めてまいります。

本日の議事は2件です。

まず、議事の1つ目、「第4次八戸市男女共同参画基本計画の進捗状況（令和3年度分）について」です。

委員の皆さまには、基本計画の令和3年度進捗状況調査シート等を確認いただき、事前に3件の質問をいただいております。

それらを取りまとめた【資料3】事前質問・意見一覧表をもとに、議事を進めてまいりたいと思います。

まず、事務局から事前に送付された資料について補足説明はございますか。

●事務局

第4次基本計画の令和3年度分進捗状況に登載された事業につきましては、変更・新規、修正事項はないため、補足説明はございません。

●会長

それでは、【資料3】事前質問・意見一覧表のNo.順にしたがって進めたいと思います。

最初は、事業No.8「教育関係者等研修会開催事業」についてです。

こちらは、「令和3年度に開催した研修会の小中学校の参加率が、下がっている

理由」と、「児童館、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等のスタッフも対象とした結果、その中からの参加者はどれくらいあったのでしょうか。」という質問です。

委員、補足説明はございますか。

(補足なし)

事務局から回答をお願いします。

●事務局

それでは、委員の御質問についてお答えいたします。

教育関係者等研修会は、子供達に直接接し、指導する立場にある教職員等の男女共同参画に対する理解を深めるため、教育委員会との共催により、毎年、総合教育センターにて開催しているものです。

平成 29 年度には、一定の経験年数の教職員を対象とした選択研修として、また、平成 30 年度から令和 2 年度までは、校長、教頭、生徒指導主任・主事をそれぞれ対象とし、各校 1 名以上が必修の職務研修として開催することで、高い参加率を達成してまいりました。

令和 3 年度は、今般のコロナウイルスの影響を受けつつも、市内小中学校の教育関係者等を対象とし、任意の選択研修として総合教育センターで集合型でのオンライン研修という形で実施しましたが、参加人数は伸び悩む形となりました。

委員御質問の参加率の低下の要因としては、教職員においては、今般、プログラミング教育などの新しい知識の習得や、教職員の働き方改革が求められ、総合教育センターにおける研修の在り方も大きく見直されたことから、特定の選択研修や職務研修として実施することが困難となったことが主な要因と考えております。

また、感染症拡大が心配される状況下ではありましたが、委員がおっしゃったとおり、今年度は教職員のほか、児童館や放課後児童クラブのスタッフ、保育関係者など、広く子どもたちに接する立場の方に対し、積極的に周知を行った結果、放課後等デイサービスの関係者から 1 名の参加があったものでございます。

教育関係者等研修会は、第 5 次基本計画期間においても、引き続き行っていく見込みでおります。

今、学校現場も感染症の対応に追われており、先が見通せない状況にございますが、本来の研修会の目的を見失うことなく、教育委員会と協議しながら、周知範囲を拡大するなど、今後の参加率の向上にも努めてまいりたいと考えております。

●会長

委員、よろしいでしょうか。

(追加質問等なし)

それでは2番目、事業No.28「附属機関などの委員の男女構成比率に偏りが無い登用」についてです。

こちらは、「男女の構成比率において少ないほうの割合 30%が目標値ですが、なかなか 30%に届かない。しかし、目標を達成している附属機関の割合が 40%と増えていることには期待したい。」との意見です。

委員、補足説明はございますか。

(補足説明なし)

行政管理課に代わって事務局、回答をお願いします。

●事務局

それでは、委員の御質問にお答えいたします。

各附属機関の委員委嘱の際には、できる限り女性委員を委嘱することとしておりますが、市の附属機関全体として目標を達成できていない主な理由といたしましては、

- ・ 専門知識や資格・経験を持った有識者に女性が少ない
- ・ 法令に基づき指定された職等に女性が少ない
- ・ 各種団体や業界の代表者に女性が少ない

といったことが挙げられます。

こうした状況を踏まえ、現在、女性比率を向上させるため、「女性チャレンジ講座」受講生へのPRや、男女共同参画社会を考える情報誌「WITH YOU」に公募記事を掲載しているほか、団体あての委員推薦依頼文において、できる限り女性の推薦を依頼する文言を記載するよう各課に促す等、女性委員の積極的な登用に向けて努めております。

また、令和3年度からは、新たに青森県の「あおり女性人財バンク」も活用しながら、庁内各課への情報提供等に努めております。

市の政策を決定する附属機関は、市民一人ひとりの生活に影響を与えるものであることから、今後も、できる限り男女に偏りなく委員が委嘱されるよう努めるとともに、多様な意見の反映、新たな人材発掘や育成等、適切な人材の活用を図ってまいります。

以上でございます。

●会長

委員、よろしいでしょうか。

(追加質問等なし)

それでは、3番目、2ページにまいりまして、事業No.34から38まで、「企業におけるポジティブ・アクション実施促進」、「男女雇用機会均等法などの周知」、「セクハラ防止」、「パートタイム労働者などの雇用管理改善制度の周知」、「両立支援等助成金の周知」についてです。

こちらは、「それぞれの事業について、国・県等からのチラシの設置により周知予定、周知依頼が無い場合は実施なしとなっておりますが、青森労働局では、ポスター・リーフレットのほか、毎月、タイムリーな情報をメール配信しているため、そちらの情報も活用し、市民・事業主の方へ周知いただきたい」という要望です。

委員、補足説明はございますか。

(補足説明なし)

産業労政課に代わって事務局から回答をお願いします。

●事務局

それでは、委員のご要望について、お答えいたします。

御紹介いただきましたメール配信につきましては、当課でも毎月・受信しており、課内で情報共有しながら、業務の参考としております。

また、いただいた情報につきましては、全てではございませんが、本市ホームページ上で労働環境に関する情報として掲載しております。

御意見を踏まえ、労働行政に関する各種情報につきましては、今後ともメール配信により確認をしながら、ホームページ等を活用して、市民・事業主の皆様への周知を図ってまいります。

以上でございます。

●会長

委員、よろしいでしょうか。

●委員

引き続きよろしく願いいたします。

●会長

これで、事前にいただいております質問・意見は終了いたしました。
ほかに御質問などございますか。

(追加質問等なし)

よろしいですか。

それでは、議事1「第4次八戸市男女共同参画基本計画の進捗状況（令和3年度分）について」はこれで終了いたします。

審議されました質問・意見については、事務局でまとめていただきたいと思っております。

それでは議事の2つ目、「第5次八戸市男女共同参画基本計画（原案）について」に入ります。

まず、事務局より説明をお願いします。

●事務局

それでは議事2「第5次八戸市男女共同参画基本計画（原案）について」御説明いたします。

お手元の【資料4】第5次八戸市男女共同参画基本計画(原案)は、1月6日から2月4日まで実施したパブリックコメントにかけた原案をベースに、一部に修正を加えた案となっております。

パブリックコメントにかけた原案については、12月に開催した第2回審議会でお示した二次案から、委員の皆様の御意見などを参考に修正を加えており、パブリックコメントの実施に先立って、委員の皆様にメールによるデータ送付により御確認いただいておりますが、改めて簡単に御説明いたします。

「第1章 計画の策定に当たって」及び「第2章 計画の目指す姿」につきましては大きな変更点はございません。

「第3章 計画推進のための取組」では、文言の修正や、内容の追加が何点かございます。

まず、第2回の審議会で委員の皆様から指摘のあった箇所として、一点目、29ページの21行目からのビジネススキルの向上を目的とした講座に関する記述を、年齢を限定しない記述へと変更しています。

二点目、二次案の文中にあった「意識の醸成」という表現について、34ページ

の 23 行目では「市民の人権意識の浸透」、37 ページの 13 行目では「市民への人権意識の普及啓発」という表現に修正しております。

次に、二次案からの内容の追加として、三つの「施策の基本方向」ごとの「重要業績評価指標」について、事業の登載を予定している各課と協議のもと、項目を整理し、平成 27 年度、令和 2 年度の実績と令和 8 年度の指標等を追加しております。

第 2 回審議会でお示した第二次案から、パブリックコメントにかけた原案への主な変更点については以上です。

続きまして【資料 5】修正内容一覧表をご覧ください。

パブリックコメント及び、並行して実施した庁内への意見聴取の結果、修正した箇所をまとめてあります。

順に説明してまいります。

一点目、17 ページの 12 行目、「性別の違いなどへ配慮した防災対策」だったものを「多様な人々に配慮した防災対策」へと改めました。そして、少し飛びますが、五点目、38 ページの 22 行目、「男女双方の視点やニーズの違いに配慮した防災体制や避難所運営の確立」を「多様な人々に配慮した防災体制や避難所運営の確立」へと改めました。六点目、同ページの 28 行目「男女双方の視点を反映した災害対応力の向上」だったものを「多様な人々に配慮した災害対応力の向上」へと改めました。

これらは、新型コロナウイルス等感染症対策や、国が策定した避難所に関する取組指針等を踏まえ、多様な避難者を想定した「八戸市避難所運営マニュアル」を令和 4 年 2 月に改訂したことによる修正です。

二点目、28 ページの 8 行目、重要業績評価指標の項目で「はちのへ創業・事業承継サポートセンターの支援により女性が起業した件数」だったものを「はちのへ創業・事業承継サポートセンターの支援により起業した女性の人数」に改め、数値も件数から人数へと改めました。

三点目、同じページの 11 行目、重要業績評価指標の項目、「市職員の育児休業取得率」だったものを「市男性職員の育児休業取得率」に改めました。

こちらの項目は、もともと男性職員を対象として想定していたのに対し、男女を限定しない表記になっていたため、文言のみ修正しました。

四点目、35 ページに記載の図 10 の脚注で「夫や元夫からの暴力」だったものを、「配偶者や元配偶者からの暴力」に改めました。

こちらは、男性からのDV被害の相談もあることから、担当部署と相談の上、性別を限定しない内容へと修正しました。

五点目と六点目は先ほど一点目と併せて説明した通りです。

修正した箇所についての説明は以上です。

続きまして、パブリックコメントの実施状況について御説明します。

本日、追加資料としてお配りした【資料6】基本計画原案への意見と市の考え方を、ご覧ください。

令和4年1月6日から2月4日までの期間でパブリックコメントを実施したところ、1者から4件の意見が寄せられました。

いずれの意見につきましても、性的指向・性自認に関する御意見です。順に説明してまいります。

No.1、計画全般及び「第2章 計画の目指す姿」についての御意見です。

要約しますと、

「全体に「男女が」や「男女双方」といった表現が繰り返し使用されている。女性の置かれた状況や、固定的な性別役割分担意識を変える必要性は理解するが、そこに含まれていないと感じる人もいることに留意してほしい。

性的指向・性自認について理解促進の必要性に触れていただいたので、まずは本計画の文言から取り組んでいただきたく、言い換えが可能な部分については、「誰もが」、「性別に関わらず」など、性的マイノリティについても含まれるような表現を希望する。

15ページの「2 目指す姿」について、この文頭に「男女」という言葉はどうしてもつけなければならないか。この基本計画において最も重要な一文であると思われるので、何卒ご検討いただきたい。」という御意見です。

こちらの御意見につきまして、【資料4】第5次八戸市男女共同参画基本計画(原案)の4ページ、「3 計画の位置づけ」をご覧ください。

計画の推進に当たって、幅広く多様な人々を包摂した男女共同参画社会の構築を目指すことは、重要なことではありますが、これまでの審議会でもご審議いただいている通り、本計画は男女共同参画社会基本法、国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「あおもり男女共同参画プラン」の趣旨を踏まえ、八戸市男女共同参画基本条例に基づいて策定する計画であり、御意見に対する市の考え方としては、

「八戸市男女共同参画基本計画は、「八戸市男女共同参画基本条例」に掲げる「男女一人ひとりが生き生きと暮らすことができるまち八戸市」の実現に向けて、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであることから、原案のとおりとさせていただきます。」とさせていただきます。

続きましてNo.2、「第3章 計画推進のための取組」の施策の基本方向Ⅲ、【基本的な考え方】に対する御意見です。

「34ページの【基本的な考え方】について、性的指向・性自認に関することについて記載し、状況の改善が必要である、との考えを示していただいたことを、嬉しく、心強く思う。」という御意見です。

この御意見については、男女共同参画の視点から、性別や年齢、国籍の違い、障がいの有無、性自認・性的指向に関する事等理由によって生きづらさを感じている人々への理解を深め、社会全体で多様性を尊重するための施策を新たに位置付けた「多様な人々に対する理解の促進」に対し、評価いただいた結果と受けとめており、御意見に対する市の考え方としては、

「御意見の趣旨は、今後の参考とさせていただくとともに関係各課と共有させていただきます。」とさせていただきます。

続きましてNo.3、「施策の基本方向Ⅲ-(1) 人権の尊重と多様な人々への理解の促進」に対する御意見です。

「37ページの「② 多様な人々への理解の促進」について、情報発信や研修会は市職員に対しても実施し、そのことを市民に向けて周知していただきたい。そうすることで、不安を感じている当事者への市のメッセージにもなり、大きな支えとなる。

また、市職員にも性的マイノリティの当事者がいることを想定し、市の福利厚生や規則などの見直しと、その取組の周知によって、市が率先して取り組む姿勢を示すことが、市民の理解を広げることにつながると思う。」という御意見です。

この御意見について、今年度、市では、市職員の性的指向・性自認に関する理解の促進を目的とした研修会を初めて開催したところであったため、御意見に対する市の考え方として、

「当市では、性的指向・性自認に関する生きづらさ解消に向けての取組として、まずは市職員が、性的指向・性自認について正しく理解し、無意識の思い込みや偏見を取り除くことが様々な行政サービスを提供する上で重要であるとの考えのもと、令和3年10月に、市職員を対象とした研修会を開催しております。」とさせ

ていただきました。

最後にNo.4、「施策の基本方向Ⅲ-(2) 安全安心に生活できる環境の整備」に対する御意見です。

「34 ページの 29 行目、【基本的な考え方】の中で、「災害時における多様な人々への配慮」と記載されているのに対し、38 ページの「② 地域防災における男女共同参画の推進」では「男女双方の視点を反映した災害対応力の向上」と表現されている。東日本大震災では避難所運営等で性的マイノリティに関する課題も浮き彫りになっており、「多様な人々」の視点が反映されるよう文言を検討いただきたい。」という御意見です。

この御意見に対する市の考え方としては、

「本市では、新型コロナウイルス等感染症対策や、国が策定した避難所に関する取組指針等を踏まえ、多様な避難者を想定した「八戸市避難所運営マニュアル」を令和4年2月に改訂したほか、今後も多様な人々に配慮した防災対策に取り組むことから、17 ページ「基本目標3」及び38 ページ「②地域防災における男女共同参画の推進」の表現を一部見直します。」とさせていただきます。

パブリックコメントの実施状況についての説明は以上です。

この原案に、展開する事業風景の写真や、関連するシンボルマークなどの画像、4章として、関連する法令等の参考資料を追加して完成する予定です。

併せて、年度ごとに別冊管理する予定の事業一覧の準備を進める予定です。

以上で議事2「第5次八戸市男女共同参画基本計画（原案）について」の説明を終わります。

●会長

ただいま説明がありましたが、皆様から何か御意見・御質問はありませんか。

●委員

先ほど御説明いただいた八戸市の性的指向・性自認に関する生きづらさ解消に向けての取組で、研修会を開催したとのことでしたが、何名の参加がありましたでしょうか。

●事務局

こちらの研修会は福祉政策課で開催した研修会なので、具体的な数字は手元に

ないのですが、庁内各課に対し、グループリーダーの職についている職員 1 名の出席を呼び掛けた上で開催したため、基本的には各課 1 名以上の出席となっています。

●会長

はい、ありがとうございます。

そのほか何か御意見・御質問はありませんか。

●委員

確認ですが、先ほどから各資料の中で「多様な」という言葉に変えました、ということで、引用してきたのがどちらか言われたかと思うのですが、こちら（パブリックコメント）の関係で変えたのではなくて、何を引用して「多様な」に変えたとの説明でしたか。

●事務局

こちらの変更についてですが、当市の防災危機管理課で策定している避難所運営マニュアルというものがございまして、国の防災基本計画等を参考に適宜改定をしていくのですが、今月改定となりました。今回の改訂に当たって国やほかの自治体のマニュアルを参照すると、最近は「多様な」といった文言が新たに追加されてきているため対応した、とのこと。避難所運営マニュアルが「男女双方」という表現を広げたのに合わせて本計画でもこのタイミングで変更したということです。

●委員

はい、ありがとうございました。

●会長

はい、そのほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事については、審議会終了後、期間を設け質問や意見を受け付けると伺っておりましたので、終了後も皆様から意見等があった場合には、事務局までお願いします。

本日予定していた議事はこれで終了ですが、そのほか、委員の皆様から何かございますか。

●委員

はい。

●会長

はい、どうぞ。

●委員

これまで「男女」、「性別の違いを超えた」という言葉がかなり使われてきましたが、今回、「多様な人々」という表現に変わったのは、性的マイノリティの人々も含めた多様な人々に対する共同参画ということで大変いいことだと思います。

しかし、法律の名称が「男女何々」となっており、例えば「男女雇用機会均等法」など、必ず「男女」とついてきます。そして、法律の名称を変えるのは非常に難しいことです。

ただ、自治体において方針を決める時には、「男女」にこだわらず「多様な人々」という言葉で統一していけば、それが世の中に浸透し、ゆくゆくは法律の名称が変わる、ということを期待しています。

●会長

はい、ありがとうございます。

そのほか御意見等ございますか。

●委員

今のことに関連してなのですが、市への提出書類の中で性別の記入欄がなくなるということはあるのでしょうか。

●事務局

書類によっては、法律が根拠の書類もありますが、市の条例とか規定で決めている様式であれば変えていくことも可能だと思います。

先ほどの委員のお話に合ったように、根拠が法律だったり条例だったり、条例でも県の条例、市の条例と、すぐに変えられるものとそうでないものがあるのですが、見直しをしていこうという動きはありますので、そういう方向に向かっていくかと思います。

●事務局

ちょっと補足なのですが、先ほど委員から御質問のありました、市の職員を対象とした研修の中で、性別の記載について、「男」、「女」、そして「答えたくない」など、具体的にはこのような記載が望ましいという講義を受けました。このようなこ

とから、庁内全体にも段々と浸透するものと思います。

●委員

一ついいですか。

●会長

どうぞ。

●委員

昨年、厚生労働省から履歴書の記載例が示されました。

これまでは、住所、氏名、そして男女のいずれかに丸をつける、ということでした。しかし最近の傾向として、とりあえず男女に丸をつける欄はあるのですが、その下に括弧書きで「任意です」と書いてあります。

丸をつけなくてもいい、という案が示されていますので、少しずつそれが浸透していくのかな、と考えています。

●委員

はい。

●会長

はい、どうぞ。

●委員

今の委員の話に加えてです。

私は履歴書を見る機会があるのですが、以前よりは性別の欄がなくなってきています。

採用する方でもそこを重視してはいけないといいますが、男女に関係なくその人自身をみて採用するように、と。それは、労働局からの講習の中にも盛り込まれていますので、徐々にはなってきたかと思います。

●会長

はい。

そのほか、御意見等ございませんか。

ないようですので、以上で本日の議事を終了します。

進行を司会へお返しします。

ありがとうございました。

●司会

会長、ありがとうございました。

それでは、事務局より、皆様へお知らせがございます。

●事務局

会長、ありがとうございました。

それでは、事務局より、皆様へお知らせがございます。

●事務局

委員の皆様、本日はお忙しい中、貴重なお時間をいただき、さらには、御質問・御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。

本日、委員の皆様から伺った御質問や御意見等につきましては、事務局側で検討させていただき、本日の資料から何らかの変更が生じた場合には、再度メール等にて委員の皆様にご確認いただきたいと思いますと考えております。

なお、審議会終了後の御意見・御質問等の締め切りは、期限が短く大変恐縮ではございますが、連休明けの月曜日、2月14日正午までとさせていただきます。ご連絡がなかった場合には、御意見・御質問等がないものとして取り扱います。よろしく願いいたします。

次に、今後のスケジュールについてですが、皆様にご審議いただいた原案を2月16日の市議会の総務協議会に報告する予定です。

また、計画の決定は、第7次八戸市総合計画との整合性を図る観点から、3月下旬を予定しております。原案につきましては、計画決定までの間、市長の挨拶文、写真、4章の参考資料をつける予定となっております。

加えて、別冊扱いとして具体的な事業名を一覧として添える準備を進めておりますので、委員の皆様におかれましては、決定までの間、メール等で御確認いただくことがあるかと思っておりますので、その際にはどうぞ御対応をよろしくお願いいたします。

最後に、現在の第10期審議会委員の任期は、令和4年7月までとなっております。今年度の審議会はこの審議が最後となる予定です。

委員の皆様におかれましては、第4次基本計画の進捗状況及び第5次基本計画の策定を主として、大変ご尽力を賜り、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

私からは以上です。

●事務局

それでは、これもちまして、「令和3年度第3回八戸市男女共同参画審議会」を終了させていただきます。